



## 2019 年新規取り組み 及び 最新の規制有害物質・規制値について

エコテックス®国際共同体（本部：スイス チューリヒ）は、繊維製品等の有害物質に関する 2019 年新規取り組み事項及び 2019 年度版の規制内容を発表しました。本規制は、2019 年 4 月より適用されます。

### 2019 年新規取り組み

#### REACH Annex XVII（制限物質リスト）への対応

今回の変更は、2018 年 11 月に欧州委員会が公示した Regulation (EU) 2018/1513 における REACH Annex XVII（制限物質リスト）への対応が主なポイントとなっています。Annex XVII に追加された 33 種の CMR 物質（Carcinogenic、Mutagenic、Reprotoxic chemicals）については、最大許容濃度を超過して該当物質を含有する製品は 2020 年 11 月 1 日以降に上市することができなくなります。

### 2019 年規制項目の主な変更

新規規制物質	新規要監視物質
<b>溶出重金属</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バリウム</li> <li>● セレン</li> </ul> <b>シロキサン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）</li> <li>● デカメチルシクロペンタシロキサン（D5）</li> <li>● ドデカメチルシクロヘキサシロキサン（D6）</li> </ul> <b>フタレート</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ジメチルフタレート（DMP）</li> </ul> <b>塩素化パラフィン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）</li> </ul> <b>その他の残留化学物質</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ベンゼン</li> <li>● キノリン</li> <li>● アミン塩（4 種）</li> <li>● アゾジカルボンアミド（ADCA）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリホサート及びその塩</li> <li>● ニトロソアミン</li> </ul>
	規制値変更（厳格化）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホルムアルデヒド／Annex 4, 6／class III</li> <li>● アニリン／Annex 4, 6</li> <li>● リン酸トリス（2-クロロエチル）／Annex 4, 6</li> <li>● 残留有機溶剤（NMP, DMAc, DMF）／Annex 4</li> <li>● フタレート／Annex 6</li> <li>● フッ素化合物／Annex 6</li> </ul>

▷ 関連資料へのリンク 規制値及び規制物質リスト [\(2019 年版 Annex4\)](#) [\(2019 年版 Annex6\)](#) [規制物質の用途と毒性](#)

#### サステナブルな社会に向けて—エコテックス®認証の役割

エコテックス®は、有害化学物質排出ゼロ（ZDHC）のほか、国際環境 NGO グリーンピースが訴える、化学物質による水汚染をなくすための活動「Detox キャンペーン」にも対応しています。世界中のアパレル・スポーツ用品メーカーが環境対策を講じ、消費者のサステナビリティに対する意識が高まる中、エコテックス®は繊維製品および付属品のサプライチェーン全体を通して有害物質に関する意識を喚起し、消費者の保護に貢献してまいります。

本リリースに関するお問い合わせ先 一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

エコテックス事業所 Tel: [03-5809-2810](tel:03-5809-2810) E-mail: [oeko-tex@nissenken.or.jp](mailto:oeko-tex@nissenken.or.jp)